特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
宮津市は、住民基本台帳に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
京都府宮津市長

公表日
令和5年2月20日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 　住民基本台帳は、住民基本台帳法（住基法）に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 　また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。 　宮津市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村及び本籍地に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コード及び個人番号の変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	・市町村基幹業務支援システム（住民記録システム） ・住基ネットGWサーバー ・市町村CS ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー・ソフトウェア

2. 特定個人情報ファイル名
・住民基本台帳ファイル ・住基ネット本人確認情報ファイル ・住基ネット転出証明情報ファイル ・住基ネット広域住民票ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等） 2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） （平成25年5月31日法律第28号施行時点） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第22条（転入届） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10 （通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12 （通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項） ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠） （1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2の2、31条の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43条の3、43条の4、44条の3、44条の5、45、47、48、49、49条の2、51、53、54、55、56、57、58、59、59条の2の2、59条の2の3、59条の3） （別表第二における情報照会の根拠） ：なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部市民環境課市民窓口係
②所属長の役職名	市民環境課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民環境部市民環境課市民窓口係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1614

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]　＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　　500人未満　　]　＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　　発生なし　　]　＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	Ⅰ 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、 23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、 40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項） ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠） （1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22条の2、23、24、25、26条の3、27、28、31、32、33、37、38、39、40、41、43、43条の3、43条の4、44条の2、45、47、48、49条の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59条の2、59条の3） （別表第二における情報照会の根拠） ：なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	事後	
平成29年7月14日	Ⅰ 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	市民室市民窓口係	市民部市民課市民窓口係	事後	
平成29年7月14日	Ⅰ 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民室長 髙村 一彦	市民課長 中嶋 章夫	事後	
平成29年7月14日	Ⅰ 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画総務室行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	事後	
平成29年7月14日	Ⅰ 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民室市民窓口係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1614	市民部市民課市民窓口係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1614	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	Ⅱ 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年7月14日	Ⅱ 2.取扱者数	平成27年3月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	Ⅱ 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	Ⅱ 2.取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年5月17日	新様式への変更	－	Ⅳリスク対策の追記	事後	
令和1年5月17日	Ⅰ 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 中嶋 章夫	市民課長	事後	
令和2年4月1日	Ⅰ 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項） ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠） （1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22条の2、23、24、25、26条の3、27、28、31、32、33、37、38、39、40、41、43、43条の3、43条の4、44条の2、45、47、48、49条の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59条の2、59条の3） （別表第二における情報照会の根拠） ：なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、119の項） ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠） （1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、 24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、37、38、39、40、41、 43、43条の3、43条の4、44条の2、45、47、48、49条の2、50、51、53、55、56、57、58、 59、59条の2、59条の2の2、59条の3） （別表第二における情報照会の根拠） ：なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	Ⅱ 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ2.取扱者数	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和5年1月1日	Ⅰ 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」（平成26年総務省令第85号）第35条第1項の規定により機構に対し事務の一部を委任する。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月1日	Ⅰ 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等） 2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） （平成25年5月31日法律第28号施行時点） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10 （通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12 （通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等） 2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） （平成25年5月31日法律第28号施行時点） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第22条（転入届） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10 （通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12 （通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月1日	Ⅰ 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、119の項） ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠） （1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43条の3、43条の4、44条の2、45、47、48、49条の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59条の2、59条の2の2、59条の3） （別表第二における情報照会の根拠） ：なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項） ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠） （1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2の2、31条の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43条の3、43条の4、44条の3、44条の5、45、47、48、49、49条の2、51、53、54、55、56、57、58、59、59条の2の2、59条の2の3、59条の3） （別表第二における情報照会の根拠） ：なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	事後	
令和5年1月1日	Ⅰ 5.評価実施機関における担当部署　①部署	市民部市民課市民窓口係	市民環境部市民環境課市民窓口係	事後	
令和5年1月1日	Ⅰ 5.評価実施機関における担当部署　②所属長	市民課長	市民環境課長	事後	
令和5年1月1日	Ⅰ 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	総務部総務課行政係	総務部総務課情報推進係	事後	
令和5年1月1日	Ⅰ 8.特定個人情報ファイル取扱いに関する問合せ	市民部市民課市民窓口係	市民環境部市民環境課市民窓口係	事後	
令和5年1月1日	Ⅱ 1.対象人数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	
令和5年1月1日	Ⅱ 2.取扱者数	令和2年4月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は、個人住民税の賦課に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

令和5年2月20日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、個人住民税の賦課等の管理を行う。 (1)課税資料（給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書、住民税申告書等）の収集 (2)収集した課税資料のデータ化 (3)賦課期日現在の宛名情報と課税資料のマッチング (4)住民登録情報上の課税権の有無を判定（課税権の無いものは他自治体へ回送） (5)課税資料の整合性の精査、合算処理 (6)課税資料に基づく賦課決定 (7)納税義務者へ賦課決定通知を送付 (8)賦課決定により作成された課税台帳を庁内他課へ移転 (9)賦課情報については、課税根拠の訂正等により随時更正・修正、減免等受付 (10)課税台帳を元に、申請に応じて所得証明書等を発行、他市区町村等からの照会に回答
③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム（個人住民税システム） (2)国税連携システム (3)eLTAXシステム (4)京都府・市町村税務共同型申告支援システム (5)中間サーバー (6)統合宛名システム (7)番号連携サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
個人住民税賦課情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（以下番号法） 第9条別表第一の16の項 (2)地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(1)番号法第19条第7号 ・地方自治体が情報照会（別表第二の27の項） ・地方自治体が情報提供（別表第二の1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・23・26・27・28・29・31・34・35・37・39・40・42・48・54・57・58・59・61・62・63・64・65・66・67・70・71・74・80・84・87・91・92・94・97・101・102・103・106・107・108・113・114・115・116・117・120の項） (2)地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部税務・国保課税務係
②所属長の役職名	税務・国保課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民環境部税務・国保課税務係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	5.評価実施機関における担当部署　①部署	財務室市民税係	市民部税務課市民税係	事後	
平成29年7月14日	5.評価実施機関における担当部署　②所属長	財務室副室長(税務所管)　細野　英	税務課長　大上　仁志	事後	
平成29年7月14日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	企画総務室行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	事後	
平成29年7月14日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	財務室市民税係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	市民部税務課市民税係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	事後	
平成29年7月14日	1.対象人数　いつ時点の計数か	平成27年1月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成29年7月14日	2.取扱者数	平成27年1月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成30年6月1日	1.対象人数　いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
平成30年6月1日	2.取扱者数	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
令和1年5月17日	新様式への変更	－	Ⅳリスク対策の追記	事後	
令和1年5月17日	5.評価実施機関における担当部署　①部署	市民部税務課市民税係	市民部税務・国保課税務係	事後	
令和1年5月17日	5.評価実施機関における担当部署　②所属長	税務課長　大上　仁志	税務・国保課長	事後	
令和1年5月17日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	市民部税務課市民税係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	市民部税務・国保課税務係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	事後	
令和2年4月1日	1.対象人数　いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和2年4月1日	2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和5年1月12日	5.評価実施機関における担当部署　①部署	市民部税務・国保課税務係	市民環境部税務・国保課税務係	事後	
令和5年1月12日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月12日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	市民部税務・国保課税務係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	市民環境部税務・国保課税務係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	事後	
令和5年1月12日	1.対象人数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	
令和5年1月12日	2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	固定資産税に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は、固定資産税の賦課に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

令和5年2月20日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、固定資産税の賦課等の管理を行う。 (1)賦課に係る業務 ・課税資料の入手 ・申告情報の入力 ・税額の通知 (2)減免に関する事務 (3)固定資産に関する証明書の発行(評価証明等)
③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム(固定資産税システム) (2)中間サーバー (3)統合宛名システム (4)番号連携サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
固定資産税賦課情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下番号法)第9条別表第一の16の項 (2)地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(1)番号法第19条第7号 ・地方自治体が情報照会(別表第二の27の項) ・地方自治体が情報提供(別表第二の1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・23・26・27・28・29・31・34・35・37・39・40・42・48・54・57・58・59・61・62・63・64・65・66・67・70・71・74・80・84・87・91・92・94・97・101・102・103・106・107・108・113・114・115・116・117・120の項) (2)地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部税務・国保課税務係
②所属長の役職名	税務・国保課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民環境部税務・国保課税務係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	5.評価実施機関における担当部署　①部署	財務室資産税係	市民部税務課資産税係	事後	
平成29年7月14日	5.評価実施機関における担当部署　②所属長	財務室副室長（税務所管）　細野　英	税務課長　大上　仁志	事後	
平成29年7月14日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	企画総務室行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	事後	
平成29年7月14日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	財務室資産税係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1613	市民部税務課資産税係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1613	事後	
平成29年7月14日	1.対象人数　いつ時点の計数か	平成27年1月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成29年7月14日	2.取扱者数	平成27年1月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成30年6月1日	1.対象人数　いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
平成30年6月1日	2.取扱者数	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
令和1年5月17日	新様式への変更	–	Ⅳリスク対策の追記	事後	
令和1年5月17日	5.評価実施機関における担当部署　①部署	市民部税務課市民税係	市民部税務・国保課税務係	事後	
令和1年5月17日	5.評価実施機関における担当部署　②所属長	税務課長　大上　仁志	税務・国保課長	事後	
令和1年5月17日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	市民部税務課市民税係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	市民部税務・国保課税務係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	事後	
令和2年4月1日	1.対象人数　いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和2年4月1日	2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和5年1月12日	5.評価実施機関における担当部署　①部署	市民部税務・国保課税務係	市民環境部税務・国保課税務係	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月12日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	事後	
令和5年1月12日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	市民部税務・国保課税務係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	市民環境部税務・国保課税務係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	事後	
令和5年1月12日	1.対象人数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	
令和5年1月12日	2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は、軽自動車税の賦課に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

令和5年2月20日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、軽自動車税の賦課等の管理を行う。 (1)原動機付自転車、小型特殊車両等の車両情報、課税情報等の登録・廃車（窓口業務） (2)軽二輪・軽四輪等の車両情報等の課税登録・廃車（京都地方税務協議会からの情報提供） (3)(1)、(2)により収集された情報から賦課期日に基づき賦課決定 (4)賦課決定後、納税義務者に対し納税通知書を発行 (5)減免に関する業務
③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム（軽自動車税システム） (2)中間サーバー (3)統合宛名システム (4)番号連携サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
軽自動車税賦課情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（以下番号法）第9条別表第一の16の項 (2)地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(1)番号法第19第7号・地方自治体が情報照会（別表第二の27の項） ・地方自治体が情報提供（別表第二の1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・23・26・27・28・29・31・34・35・37・39・40・42・48・54・57・58・59・61・62・63・64・65・66・67・70・71・74・80・84・87・91・92・94・97・101・102・103・106・107・108・113・114・115・116・117・120の項） (2)地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部税務・国保課税務係
②所属長の役職名	税務・国保課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民環境部税務・国保課税務係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	5.評価実施機関における担当部署　①部署	財務室市民税係	市民部税務課市民税係	事後	
平成29年7月14日	5.評価実施機関における担当部署　②所属長	財務室副室長（税務所管）　細野　英	税務課長　大上　仁志	事後	
平成29年7月14日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	企画総務室行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	事後	
平成29年7月14日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	財務室市民税係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	市民部税務課市民税係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	事後	
平成29年7月14日	1.対象人数　いつ時点の計数か	平成27年1月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成29年7月14日	2.取扱者数	平成27年1月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成30年6月1日	1.対象人数　いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
平成30年6月1日	2.取扱者数	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
令和1年5月17日	新様式への変更	–	Ⅳリスク対策の追記	事後	
令和1年5月17日	5.評価実施機関における担当部署　①部署	市民部税務課市民税係	市民部税務・国保課税務係	事後	
令和1年5月17日	5.評価実施機関における担当部署　②所属長	税務課長　大上　仁志	税務・国保課長	事後	
令和1年5月17日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	市民部税務課市民税係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	市民部税務・国保課税務係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	事後	
令和2年4月1日	1.対象人数　いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和2年4月1日	2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和5年1月12日	5.評価実施機関における担当部署　①部署	市民部税務・国保課税務係	市民環境部税務・国保課税務係	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月12日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	事後	
令和5年1月12日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	市民部税務・国保課税務係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	市民環境部税務・国保課税務係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	事後	
令和5年1月12日	1.対象人数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	
令和5年1月12日	2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
宮津市は、国民健康保険に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
京都府宮津市長

公表日
令和5年2月20日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	地方税法及び国民健康保険法その他の法令に基づき、国民健康保険税の賦課・徴収、保険給付等に関する事務を行う。 (1)課税標準の決定・更正、税額の決定・更正、納税の告知、督促、滞納処分その他の賦課徴収、調査 (2)被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査、応答 (3)被保険者証、高齢受給者証、限度額適用認定証等 (4)保険給付の支給 (5)保険医療機関等への一部負担金に係る措置、保険給付の一時差止め (6)保健事業の実施 (7)オンライン資格確認等システム稼働に係る資格履歴管理、機関別符号取得等
③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム(国民健康保険システム) (2)番号連携サーバ (3)中間サーバー (4)国保総合システム (5)国保情報集約システム

2. 特定個人情報ファイル名
国民健康保険関連情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	●番号法　第9条第1項、別表第一の16・30.101の項 ●番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条、第24条 ●国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	●番号法　第19条第8号、別表第二 [情報提供]1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・46・58・62・78・80・81・87・88・93・97・106・109・119の項 [情報照会]42・43・44・45・121の項 ●番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 [情報提供]1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、25条、33条、41条の2、43条、43条の2、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3 [情報照会]25条、25条の2、26条 ●国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部税務・国保課国保年金係
②所属長の役職名	税務・国保課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民環境部税務・国保課国保年金係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1616

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	国民健康保険税の賦課等の管理を行う。 (1)地方税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知 (2)国民健康保険税の減免 (3)国民健康保険税の賦課 (4)国民健康保険税の特別徴収(対象者の通知(年金保険者→市町村)) (5)国民健康保険税の課税の特例(非自発的失業者に係る保険税の軽減) (6)国民健康保険税の特別徴収(税額通知)(市町村→年金保険者)	地方税法及び国民健康保険法その他の法令に基づき、国民健康保険税の賦課・徴収、保険給付等に関する事務を行う。 (1)課税標準の決定・更正、税額の決定・更正、納税の告知、督促、滞納処分その他の賦課徴収、調査 (2)被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査、応答 (3)被保険者証、高齢受給者証、限度額適用認定証等 (4)保険給付の支給 (5)保険医療機関等への一部負担金に係る措置、保険給付の一時差止め (6)保健事業の実施	事後	
平成29年7月14日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム(国民健康保険システム) (2)番号連携サーバ (3)中間サーバー	(1)市町村基幹業務支援システム(国民健康保険システム) (2)番号連携サーバ (3)中間サーバー (4)国保総合システム (5)国保情報集約システム	事後	
平成29年7月14日	2.特定個人情報ファイル名	国保賦課情報ファイル	国民健康保険関連情報ファイル	事後	
平成29年7月14日	3.個人番号の利用　法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の16の項、30の項並びに地方税法その他の地方税、国民健康保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	●番号法　第9条第1項、別表第一の16・30の項 ●番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条、第24条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	番号法第１９条第７号、別表第二の２７の項	●番号法　第19条第7号、別表第二 ［情報提供］1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・46・58・62・78・80・81・87・88・93・97・ 106・109・119の項 ［情報照会］42・43・44・45の項 ●番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 ［情報提供］1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、25条、33条、41条の2、43条、43条の2、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3 ［情報照会］25条、25条の2、26条	事後	
平成29年7月14日	5.評価実施機関における担当部署　①部署	市民室国保年金係	市民部市民課国保年金係	事後	
平成29年7月14日	5.評価実施機関における担当部署　②所属長	市民室長　髙村　一彦	市民課長　中嶋　章夫	事後	
平成29年7月14日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	企画総務室行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	事後	
平成29年7月14日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	市民室国保年金係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1616	市民部市民課国保年金係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1616	事後	
平成29年7月14日	1.対象人数　いつ時点の計数か	平成27年1月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成29年7月14日	2.取扱者数	平成27年1月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成30年6月1日	1.対象人数　いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
平成30年6月1日	2.取扱者数	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
令和1年5月17日	新様式への変更	－	Ⅳリスク対策の追記	事後	
令和1年5月17日	5.評価実施機関における担当部署　①部署	市民部市民課国保年金係	市民部税務・国保課国保年金係	事後	
令和1年5月17日	5.評価実施機関における担当部署　②所属長	市民課長　中嶋　章夫	税務・国保課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月17日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	市民部市民課国保年金係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1616	市民部税務・国保課国保年金係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1616	事後	
令和2年4月1日	1.対象人数　いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和2年4月1日	2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和5年1月6日	Ⅰ1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	地方税法及び国民健康保険法その他の法令に基づき、国民健康保険税の賦課・徴収、保険給付等に関する事務を行う。 (1)課税標準の決定・更正、税額の決定・更正、納税の告知、督促、滞納処分その他の賦課徴収、調査 (2)被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査、応答 (3)被保険者証、高齢受給者証、限度額適用認定証等 (4)保険給付の支給 (5)保険医療機関等への一部負担金に係る措置、保険給付の一時差止め (6)保健事業の実施	地方税法及び国民健康保険法その他の法令に基づき、国民健康保険税の賦課・徴収、保険給付等に関する事務を行う。 (1)課税標準の決定・更正、税額の決定・更正、納税の告知、督促、滞納処分その他の賦課徴収、調査 (2)被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査、応答 (3)被保険者証、高齢受給者証、限度額適用認定証等 (4)保険給付の支給 (5)保険医療機関等への一部負担金に係る措置、保険給付の一時差止め (6)保健事業の実施 (7)オンライン資格確認等システム稼働に係る資格履歴管理、機関別符号取得等	事後	
令和5年1月6日	Ⅰ.3.個人番号の利用　法令上の根拠	●番号法　第9条第1項、別表第一の16・30の項 ●番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条、第24条	●番号法　第9条第1項、別表第一の16・30.101の項 ●番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条、第24条 ●国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月6日	Ⅰ4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	●番号法　第19条第7号、別表第二 ［情報提供］1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・46・58・62・78・80・81・87・88・93・97・ 106・109・119の項 ［情報照会］42・43・44・45の項 ●番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 ［情報提供］1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、25条、 33条、41条の2、43条、43条の2、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3 ［情報照会］25条、25条の2、26条	●番号法　第19条第8号、別表第二 ［情報提供］1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・46・58・62・78・80・81・87・88・93・97・ 106・109・119の項 ［情報照会］42・43・44・45・121の項 ●番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 ［情報提供］1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、25条、 33条、41条の2、43条、43条の2、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3 ［情報照会］25条、25条の2、26条 ●国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和5年1月6日	Ⅰ5.評価実施機関における担当部署　①部署	市民部税務・国保課国保年金係	市民環境部税務・国保課国保年金係	事後	
令和5年1月6日	Ⅰ7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	事後	
令和5年1月6日	Ⅰ8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	市民部税務・国保課国保年金係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1616	市民環境部税務・国保課国保年金係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1616	事後	
令和5年1月6日	Ⅱ1..対象人数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	
令和5年1月6日	Ⅱ2..取扱者数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
6	国民年金に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は、国民年金に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

令和5年2月20日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法及び同法施行令等に定められている法定受託事務を行う。 (1)被保険者の資格や年金受給者の管理 (2)日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務
③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム(国民年金システム) (2)番号連携サーバ (3)中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
年金資格情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	●番号法　第9条第1項、別表第一の31の項 ●番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第24条の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	●番号法　第19条第7号、別表第二の48・50の項 ●番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第26条の3、第26条の4	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部税務・国保課国保年金係
②所属長の役職名	税務・国保課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民環境部税務・国保課国保年金係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1616

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	国民年金法等の規定に則り、国民年金資格の管理・付加・免除・給付の管理を行う。 (1)被保険者の資格や年金受給者の管理 (2)日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務	国民年金法及び同法施行令等に定められている法定受託事務を行う。 (1)被保険者の資格や年金受給者の管理 (2)日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務	事後	
平成29年7月14日	3.個人番号の利用　法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の31の項並びに国民年金法第12条等	●番号法　第9条第1項、別表第一の31の項 ●番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第24条の2	事後	
平成29年7月14日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二の48の項、50の項	●番号法　第19条第7号、別表第二の48・50の項 ●番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第26条の3、第26条の4	事後	
平成29年7月14日	5.評価実施機関における担当部署　①部署	市民室国保年金係	市民部市民課国保年金係	事後	
平成29年7月14日	5.評価実施機関における担当部署　②所属長	市民室長　髙村　一彦	市民課長　中嶋　章夫	事後	
平成29年7月14日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	企画総務室行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	事後	
平成29年7月14日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	市民室国保年金係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1616	市民部市民課国保年金係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1616	事後	
平成29年7月14日	1.対象人数　いつ時点の計数か	平成27年1月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成29年7月14日	2.取扱者数	平成27年1月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成30年6月1日	1.対象人数　いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
平成30年6月1日	2.取扱者数	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
令和1年5月17日	新様式への変更	-	Ⅳリスク対策の追記	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月17日	5.評価実施機関における担当部署　①部署	市民部市民課国保年金係	市民部税務・国保課国保年金係	事後	
令和1年5月17日	5.評価実施機関における担当部署　②所属長	市民課長　中嶋　章夫	税務・国保課長	事後	
令和1年5月17日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	市民部市民課国保年金係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1616	市民部税務・国保課国保年金係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1616	事後	
令和2年4月1日	1.対象人数　いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和2年4月1日	2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和5年1月1日	5.評価実施機関における担当部署　①部署	市民部税務・国保課国保年金係	市民環境部税務・国保課国保年金係	事後	
令和5年1月1日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	事後	
令和5年1月1日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	市民部税務・国保課国保年金係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1616	市民環境部税務・国保課国保年金係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1616	事後	
令和5年1月6日	1.対象人数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	
令和5年1月6日	2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
7	市税収納・徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は、市税収納・徴収に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

令和5年2月20日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税収納・徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、市税の収納等の管理を行う。 (1)収納及び徴収の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務 (2)未納者への督促業務 (3)納税義務者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理業務 (4)納税義務者からの申請による減免決定等業務 (5)徴収金の欠損に関する業務 (6)他自治体等からの調査に対する回答及び他自治体等への調査業務 (7)番号法別表第二の事務に基づく、情報提供ネットワークと連携による情報の照会及び提供業務 (8)住民からの申請に基づく納税証明書等の納税に関する証明書等発行業務
③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム（収納システム） (2)中間サーバー (3)統合宛名システム (4)番号連携サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
収滞納管理情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（以下番号法）第9条別表第一の16の項 (2)地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(1)番号法第19条第7号・地方自治体が情報照会（別表第二の27の項） ・地方自治体が情報提供（別表第二の1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・23・26・27・28・29・31・34・35・37・39・40・42・48・54・57・58・59・61・62・63・64・65・66・67・70・71・74・80・84・87・91・92・94・97・101・102・103・106・107・108・113・114・115・116・117・120の項） (2)地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部税務・国保課税務係
②所属長の役職名	税務・国保課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民環境部税務・国保課税務係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	5.評価実施機関における担当部署　①部署	財務室市民税係	市民部税務課市民税係	事後	
平成29年7月14日	5.評価実施機関における担当部署　②所属長	財務室副室長（税務所管）　細野　英	税務課長　大上　仁志	事後	
平成29年7月14日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	企画総務室行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	事後	
平成29年7月14日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	財務室市民税係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	市民部税務課市民税係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	事後	
平成29年7月14日	1.対象人数　いつ時点の計数か	平成27年1月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成29年7月14日	2.取扱者数	平成27年1月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成30年6月1日	1.対象人数　いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
平成30年6月1日	2.取扱者数	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
令和1年5月17日	新様式への変更	－	Ⅳリスク対策の追記	事後	
令和1年5月17日	5.評価実施機関における担当部署　①部署	市民部税務課市民税係	市民部税務・国保課税務係	事後	
令和1年5月17日	5.評価実施機関における担当部署　②所属長	税務課長　大上　仁志	税務・国保課長	事後	
令和1年5月17日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	市民部税務課市民税係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	市民部税務・国保課税務係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	事後	
令和2年4月1日	1.対象人数　いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和2年4月1日	2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月12日	5.評価実施機関における担当部署　①部署	市民部税務・国保課税務係	市民環境部税務・国保課税務係	事後	
令和5年1月12日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	事後	
令和5年1月12日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	市民部税務・国保課税務係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	市民環境部税務・国保課税務係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1612	事後	
令和5年1月12日	1.対象人数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	
令和5年1月12日	2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	後期高齢者医療に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は、後期高齢者医療に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

令和4年3月10日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	後期高齢者医療被保険者の資格等の管理を行う。 (1)資格取得等に関する事務 (2)給付に関する事務 (3)保険料の賦課徴収等の収納業務の事務
③システムの名称	(1)後期高齢者医療広域連合電算処理システム (2)市町村基幹業務支援システム(後期高齢者システム) (3)番号連携サーバ (4)中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
後期高齢者医療保険情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	●番号法　第9条第1項、別表第一の59の項 ●番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第24条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	●番号法　第19条第8号、別表第二の80・82・83の項 ●番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第43条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部税務・国保課国保年金係
②所属長の役職名	税務・国保課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民環境部税務・国保課国保年金係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1616

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	3.個人番号の利用　法令上の根拠	番号法第９条第１項、別表第一の第59の項、総務省令	●番号法　第9条第1項、別表第一の59の項 ●番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第24条	事後	
平成29年7月14日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	番号法第１９条第７号、別表第二第８０・８２・８３項、総務省令	●番号法　第19条第7号、別表第二の80・82・83の項 ●番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第43条	事後	
平成29年7月14日	5.評価実施機関における担当部署　①部署	市民室国保年金係	市民部市民課国保年金係	事後	
平成29年7月14日	5.評価実施機関における担当部署　②所属長	市民室長　髙村　一彦	市民課長　中嶋　章夫	事後	
平成29年7月14日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	企画総務室行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	事後	
平成29年7月14日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	市民室国保年金係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1616	市民部市民課国保年金係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1616	事後	
平成29年7月14日	1.対象人数　いつ時点の計数か	平成27年1月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成29年7月14日	2.取扱者数	平成27年1月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成30年6月1日	1.対象人数　いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
平成30年6月1日	2.取扱者数	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
令和1年5月17日	新様式への変更	–	Ⅳリスク対策の追記	事後	
令和1年5月17日	1特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	(1)後期高齢者医療広域連合電算処理システム (2)市町村基幹業務支援システム (3)T0pics21後期高齢者システム (4)番号連携サーバ (5)中間サーバー	(1)後期高齢者医療広域連合電算処理システム (2)市町村基幹業務支援システム(後期高齢者システム) (3)番号連携サーバ (4)中間サーバー	事後	
令和1年5月17日	5.評価実施機関における担当部署　①部署	市民部市民課国保年金係	市民部税務・国保課国保年金係	事後	
令和1年5月17日	5.評価実施機関における担当部署　②所属長	市民課長　中嶋　章夫	税務・国保課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月17日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	市民部市民課国保年金係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1616	市民部税務・国保課国保年金係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1616	事後	
令和2年4月1日	1.対象人数　いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和2年4月1日	2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和4年3月10日	Ⅰ4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	●番号法　第19条第7号、別表第二の80・82・83の項 ●番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第43条	●番号法　第19条第8号、別表第二の80・82・83の項 ●番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第43条	事後	
令和4年3月10日	Ⅰ.5.評価実施機関における担当部署　①部署	市民部税務・国保課国保年金係	市民環境部税務・国保課国保年金係	事後	
令和4年3月10日	Ⅰ7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	事後	
令和4年3月10日	Ⅰ8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	市民部税務・国保課国保年金係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1616	市民環境部税務・国保課国保年金係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1616	事後	
令和4年3月10日	Ⅱ1..対象人数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和4年3月1日　時点	事後	
令和4年3月10日	Ⅱ2..取扱者数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和4年3月1日　時点	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	介護保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
宮津市は、介護保険に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
京都府宮津市長

公表日
令和5年2月20日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、介護保険業務（保険給付の支給、地域支援事業の実施、保険料徴収等）の事務を行う。 (1)申請書や届出書に関する審査 (2)被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理 (3)介護給付、予防給付等の支給 (4)要介護（要支援）認定、要介護（要支援）更新認定、要介護（要支援）状態の区分変更認定申請の受理、申請に係る審査 (5)介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査 (6)居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査 (7)保険料滞納者に係る支払方法の変更及び保険給付制限 (8)保険料の徴収及び賦課 (9)保険者事務共同処理業務 ※当市では「(9)保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会（国保連合会）に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）」を提供している。
③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム（介護保険システム） (2)番号連携サーバー (3)中間サーバー (4)伝送通信ソフト ※当市では「(4)伝送通信ソフト」は、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者（市区町村）と国保連合会との間で、データ送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。

2. 特定個人情報ファイル名
介護保険事務ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条8号、9号及び別表第二の1.2.3.4.6.8.11.26.30.33.39.42.46.56の2.58.61.62.80.87.90.93.94.95.108.117の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康・介護課介護認定係、介護給付係
②所属長の役職名	健康・介護課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部健康・介護課介護認定係、介護給付係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1676（介護認定係）、0772-45-1619（介護給付係）

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	介護保険法に基づき、介護保険業務（保険給付の支給、地域支援事業の実施、保険料徴収等）の事務を行う。 (1)申請書や届出書に関する審査 (2)被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理 (3)介護給付、予防給付等の支給 (4)要介護（要支援）認定、要介護（要支援）更新認定、要介護（要支援）状態の区分変更認定申請の受理、申請に係る審査 (5)介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査 (6)居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査 (7)保険料滞納者に係る支払方法の変更及び保険給付制限 (6)保険料の徴収及び賦課	介護保険法に基づき、介護保険業務（保険給付の支給、地域支援事業の実施、保険料徴収等）の事務を行う。 (1)申請書や届出書に関する審査 (2)被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理 (3)介護給付、予防給付等の支給 (4)要介護（要支援）認定、要介護（要支援）更新認定、要介護（要支援）状態の区分変更認定申請の受理、申請に係る審査 (5)介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査 (6)居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査 (7)保険料滞納者に係る支払方法の変更及び保険給付制限 (8)保険料の徴収及び賦課 (9)保険者事務共同処理業務 ※当市では「(9)保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会（国保連合会）に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）」を提供している。	事後	
平成29年7月14日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム (2)Topics21 介護保険システム (3)番号連携サーバ (4)中間サーバー	(1)市町村基幹業務支援システム (2)Topics21 介護保険システム (3)番号連携サーバー (4)中間サーバー (5)伝送通信ソフト ※当市では「(5)伝送通信ソフト」は、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者（市区町村）と国保連合会との間で、データ送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	番号法第１９条7号、別表第二の 1.2.3.4.6.26.30.33.39.42.56の 2.58.61.62.80.87.90.93.94.95.117の項	番号法第19条7号、別表第二の 1.2.3.4.6.8.11.26.30.33.39.42.56の 2.58.61.62.80.87.90.93.94.95.108.117の項	事後	
平成29年7月14日	5..評価実施機関における担当部署　①部署	健康福祉室介護保険係	健康福祉部地域福祉介護課介護保険係	事後	
平成29年7月14日	5..評価実施機関における担当部署　②所属長	健康福祉室長　山口　孝幸	地域福祉介護課長　廣瀬　政夫	事後	
平成29年7月14日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	企画総務室行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	事後	
平成29年7月14日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	健康福祉室介護保険係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1619	健康福祉部地域福祉介護課介護保険係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1619	事後	
平成29年7月14日	1..対象人数　いつ時点の計数か	平成27年1月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成29年7月14日	2..取扱者数	平成27年1月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成30年6月1日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	健康福祉部地域福祉介護課介護保険係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1619	健康福祉部地域福祉介護課介護保険係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1619	事後	
平成30年6月1日	1..対象人数　いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
平成30年6月1日	2..取扱者数	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
令和1年5月17日	新様式への変更	–	Ⅳリスク対策の追記	事後	
令和1年5月17日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム (2)Topics21 介護保険システム (3)番号連携サーバー (4)中間サーバー (5)伝送通信ソフト ※当市では「(5)伝送通信ソフト」は、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データ送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	(1)市町村基幹業務支援システム(介護保険システム) (2)番号連携サーバー (3)中間サーバー (4)伝送通信ソフト ※当市では「(5)伝送通信ソフト」は、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データ送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月17日	5..評価実施機関における担当部署　①部署	健康福祉部地域福祉介護課介護保険係	健康福祉部健康・介護課介護認定係	事後	
令和1年5月17日	5..評価実施機関における担当部署　②所属長	地域福祉介護課長　廣瀬　政夫	健康・介護課長	事後	
令和1年5月17日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	健康福祉部地域福祉介護課介護保険係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1619	健康福祉部健康・介護課介護認定係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1676	事後	
令和2年4月1日	5..評価実施機関における担当部署　①部署	健康福祉部健康・介護課介護認定係	健康福祉部健康・介護課介護認定係、介護給付係	事後	
令和2年4月1日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	健康福祉部健康・介護課介護認定係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1676	健康福祉部健康・介護課介護認定係、介護給付係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1676（介護認定係）、0772-45-1619（介護給付係）	事後	
令和2年4月1日	1..対象人数　いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和2年4月1日	2..取扱者数　いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和5年1月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	※当市では「(5)伝送通信ソフト」は、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者（市区町村）と国保連合会との間で、データ送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	※当市では「(4)伝送通信ソフト」は、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者（市区町村）と国保連合会との間で、データ送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事後	
令和5年1月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の1.2.3.4.6.8.11.26.30.33.39.42.56の2.58.61.62.80.87.90.93.94.95.108.117の項	番号法第19条8号、第9号及び別表第二の1.2.3.4.6.8.11.26.30.33.39.42.46.56の2.58.61.62.80.87.90.93.94.95.108.117の項	事後	
令和5年1月1日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	事後	
令和5年1月6日	1..対象人数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	
令和5年1月6日	2..取扱者数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	児童手当に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は、児童手当に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

令和5年2月20日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当の受給者等の管理を行う。 (1)児童手当の認定、支給額の増額及び受給資格確認 (2)児童手当の受給情報の変更 (3)児童手当の受給資格の消滅及び支給額の減額
③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム(児童手当システム) (2)番号連携サーバ (3)中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
児童手当情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の第56の項、平成26年内閣府・総務省令第5号第44条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号　別表第二26,30,87.74,75項 ・平成26年内閣府・総務省令第7号19条、44条、40条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部社会福祉課子育て支援係
②所属長の役職名	社会福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部社会福祉課子育て支援係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1621

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	5.評価実施機関における担当部署　①部署	健康福祉室子育て支援係	健康福祉部社会福祉課子育て支援係	事後	
平成29年7月14日	5.評価実施機関における担当部署　②所属長	健康福祉室長　山口　孝幸	社会福祉課長　田中　修二	事後	
平成29年7月14日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	企画総務室行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	事後	
平成29年7月14日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	健康福祉室子育て支援係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1621	健康福祉部社会福祉課子育て支援係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1621	事後	
平成29年7月14日	1.対象人数　いつ時点の計数か	平成27年1月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成29年7月14日	2.取扱者数	平成27年1月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成30年6月1日	5.評価実施機関における担当部署　②所属長	社会福祉課長　田中　修二	社会福祉課長　林﨑　芳紀	事後	
平成30年6月1日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	健康福祉部社会福祉課子育て支援係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1621	健康福祉部社会福祉課子育て支援係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1621	事後	
平成30年6月1日	1.対象人数　いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
平成30年6月1日	2.取扱者数	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
令和1年5月17日	新様式への変更	-	Ⅳリスク対策の追記	事後	
令和1年5月17日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	(1)Topics21　児童手当システム (2)番号連携サーバ (3)中間サーバー	(1)市町村基幹業務支援システム(児童手当システム) (2)番号連携サーバ (3)中間サーバー	事後	
令和1年5月17日	5.評価実施機関における担当部署　②所属長	社会福祉課長　林﨑　芳紀	社会福祉課長	事後	
令和2年4月1日	1.対象人数　いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和5年1月1日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	事後	
令和5年1月6日	1対象人数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	
令和5年1月6日	2取扱者数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
11	身体障害者手帳に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は、身体障害者手帳に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

令和5年2月20日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づく次の事務で取り扱う。 ①身体障害者手帳交付申請書の受理、審査及び申請に対する応答に関する事務 ②身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者手帳交付台帳整備に関する事務 ④氏名の変更又は居住地を移した場合の届出の受理、その届出に対する応答に関する事務 ⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	(1)障害福祉システム (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
障害者福祉情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の11の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二　16項、27項、28項、31項、54項、55項、56の2項、57項、79項、106項、116項 【情報照会の根拠】なし	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部社会福祉課障害福祉係
②所属長の役職名	社会福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部社会福祉課障害福祉係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1622

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	5.評価実施機関における担当部署　①部署	健康福祉室障害福祉係	健康福祉部社会福祉課障害福祉係	事後	
平成29年7月14日	5.評価実施機関における担当部署　②所属長	健康福祉室長　山口　孝幸	社会福祉課長　田中　修二	事後	
平成29年7月14日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	企画総務室行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	事後	
平成29年7月14日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	健康福祉室障害福祉係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1622	健康福祉部社会福祉課障害福祉係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1622	事後	
平成29年7月14日	1.対象人数　いつ時点の計数か	平成27年1月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成29年7月14日	2.取扱者数	平成27年1月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成30年6月1日	5.評価実施機関における担当部署　②所属長	社会福祉課長　田中　修二	社会福祉課長　林﨑　芳紀	事後	
平成30年6月1日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	健康福祉室障害福祉係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1622	健康福祉部社会福祉課障害福祉係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1622	事後	
平成30年6月1日	1.対象人数　いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
平成30年6月1日	2.取扱者数	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
令和1年5月17日	新様式への変更	－	Ⅳリスク対策の追記	事後	
令和1年5月17日	5.評価実施機関における担当部署　②所属長	社会福祉課長　林﨑　芳紀	社会福祉課長	事後	
令和2年4月1日	1.対象人数　いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和2年4月1日	2.取扱者数	平成30年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二　16項、27項、28項、31項、54項、55項、56の2項、57項、79項、106項、116項 【情報照会の根拠】なし	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二　16項、27項、28項、31項、54項、55項、56の2項、57項、79項、106項、116項 【情報照会の根拠】なし	事後	
令和5年1月1日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	総務部総務課行政係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602	事後	
令和5年1月6日	1.対象人数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	
令和5年1月6日	2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
12	報酬等の源泉徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮津市は、報酬等の源泉徴収に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

京都府宮津市長

公表日

令和5年2月20日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	報酬等の源泉徴収に関する事務
②事務の概要	所得税法等に基づき、報酬等を支払う者が、支払時に所得税等額を計算し、支払金額から控除して国等に納付する事務である。 本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ・報酬等の源泉徴収票作成及び支払調書の提出等に関する事務
③システムの名称	TopicsNEO人事給与システム、財務会計システム

2. 特定個人情報ファイル名
TopicsNEO人事給与システムファイル、財務会計システムファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第3項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部総務課職員係
②所属長の役職名	総務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部総務課職員係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1603

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月1日	1.対象人数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	
令和5年2月1日	2.取扱者数	令和2年4月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
13	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
宮津市は、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
京都府宮津市長

公表日
令和4年3月19日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・新型インフルエンザ等の予防接種の対象者の把握、実施、記録管理に関する事務 ・新型インフルエンザ等の予防接種の給付の支給に関する事務 ・新型インフルエンザ等の予防接種の実費徴収に関する事務 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明の交付を行う。
③システムの名称	(1)健康管理システム (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバー (4)ワクチン接種記録システム（VRS）

2. 特定個人情報ファイル名
予防接種情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一　10、93の2の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第67条の2 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号(委託先への提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号　別表第二　16の2、16の3、115の2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号　別表第二　16の2、16の3、17、18、19、115の2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び用法を定める命令　第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康・介護課健康増進係
②所属長の役職名	健康・介護課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	健康福祉部健康・介護課健康増進係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1624

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年3月19日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年3月19日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月19日	評価書名	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事後	
令和4年3月19日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事後	
令和4年3月19日	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事後	
令和4年3月19日	1．②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき実施する予防接種等に関する事務である。 本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を以下の事務で 取り扱う。 ・新型インフルエンザ等の予防接種の対象者の把握、実施、記録管理に関する事務 ・新型インフルエンザ等の予防接種の給付の支給に関する事務 ・新型インフルエンザ等の予防接種の実費徴収に関する事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明の交付 を行う。	事後	
令和4年3月19日	1．③システムの名称	(1)健康管理システム (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバー	(1)健康管理システム (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバー (4)ワクチン接種記録システム（VRS）	事後	
令和4年3月19日	2．特定個人情報ファイル名	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種情報ファイル	予防接種情報ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月19日	3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の93の2の項	・番号法第9条第1項　別表第一　10、93の2の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第67条の2 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における 　ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年3月19日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の115の2の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の115の2の項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号　別表第二　16の2、16の3、115の2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第12条の2、第12条の2の2、第59 条の2 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号　別表第二　16の2、16の3、17、18、19、115の2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び用法を定める命令　第12条の2、第12条の3、第13条、 第13条の2、第59条の2	事後	
令和4年3月19日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課行政係	総務部総務課情報推進係	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
14	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
宮津市は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
京都府宮津市長

公表日
令和4年3月9日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づき、成人健（検）診情報（①歯周疾患検診、②骨粗鬆症検診、③肝炎ウイルス検診、④胃がん検診、⑤肺がん検診、⑥大腸がん検診、⑦子宮頸がん検診、⑧乳がん検診）の管理、案内、結果通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。
③システムの名称	(1)健康管理システム (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
住民健診情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の76の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第二の102の2の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康・介護課健康増進係
②所属長の役職名	健康・介護課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部健康・介護課健康増進係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1624

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
15	令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
宮津市は、令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
京都府宮津市長

公表日
令和4年12月8日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、その影響により苦しんでいる子育て世帯に対し、「令和2年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要綱（令和3年11月26日付け府政経運第399号）」に基づき、子育て世帯への臨時特別給付金を支給する。特定個人情報ファイルは、支給要件の判定及び支給に関する事務で利用する。
③システムの名称	市町村基幹業務支援システム(個人住民税システム、児童手当システム) 中間サーバー 団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名
令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金受給者情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の100の項番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8項　別表第二121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部社会福祉課子育て支援係
②所属長の役職名	社会福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部社会福祉課・子育て支援係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1621

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年11月28日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年11月28日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月8日	新規作成			事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
16	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
宮津市は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
京都府宮津市長

公表日
令和4年12月8日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給事務
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮する世帯に対して新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給する。特定個人情報ファイルは、支給要件の判定及び支給に関する事務で利用する。
③システムの名称	市町村基幹業務支援システム(個人住民税システム)

2. 特定個人情報ファイル名
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の101の項番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部社会福祉課生活支援係
②所属長の役職名	健康福祉部社会福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部社会福祉課・生活支援係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1623

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人未満（任意実施）　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年11月28日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年11月28日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月8日	新規作成			事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
17	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の支給事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
宮津市は、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の支給事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
京都府宮津市長

公表日
令和4年12月8日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の支給事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」の支給に係る事務を実施するもの
③システムの名称	市町村基幹業務支援システム(個人住民税システム、児童手当システム) 中間サーバー 団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名
令和3年度子育て世帯臨時特別給付金受給者情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一　第101項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条8号、別表第二　第121項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部社会福祉課子育て支援係
②所属長の役職名	社会福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部社会福祉課・子育て支援係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1621

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年11月28日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年11月28日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月8日	新規作成			事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
18	令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
宮津市は、令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
京都府宮津市長

公表日
令和4年12月8日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務
②事務の概要	・新型コロナウイルス感染症の影響により様々な困難に直面している住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付するもの。特定個人情報ファイルは、支給要件の判定及び支給に関する事務で利用する。
③システムの名称	市町村基幹業務支援システム(個人住民税システム) 中間サーバー 団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金受給者情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一の101の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8項　別表第二121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部社会福祉課生活支援係
②所属長の役職名	健康福祉部社会福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報推進係 〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 電話 0772-45-1602

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部社会福祉課・生活支援係 〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012 電話 0772-45-1623

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年11月28日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年11月28日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月8日	新規作成			事後	